

# 住民基本台帳法の 一部を改正する法律により、 外国人住民にも 住民票が作成されることになりました。

これにより、  
外国人住民の方々の利便性の向上や市町村などの  
行政の合理化を図ることができるようになります。  
この法律が施行されるのは、  
2012年(平成24年)7月頃の予定です。  
同時に、外国人登録法は  
廃止になります。

外国人住民の  
利便性が  
こんなに向上  
します!

1. 日本人と外国人とで構成される世帯の全員  
が記載された証明書(住民票の写しなど)が、  
発行可能になります。

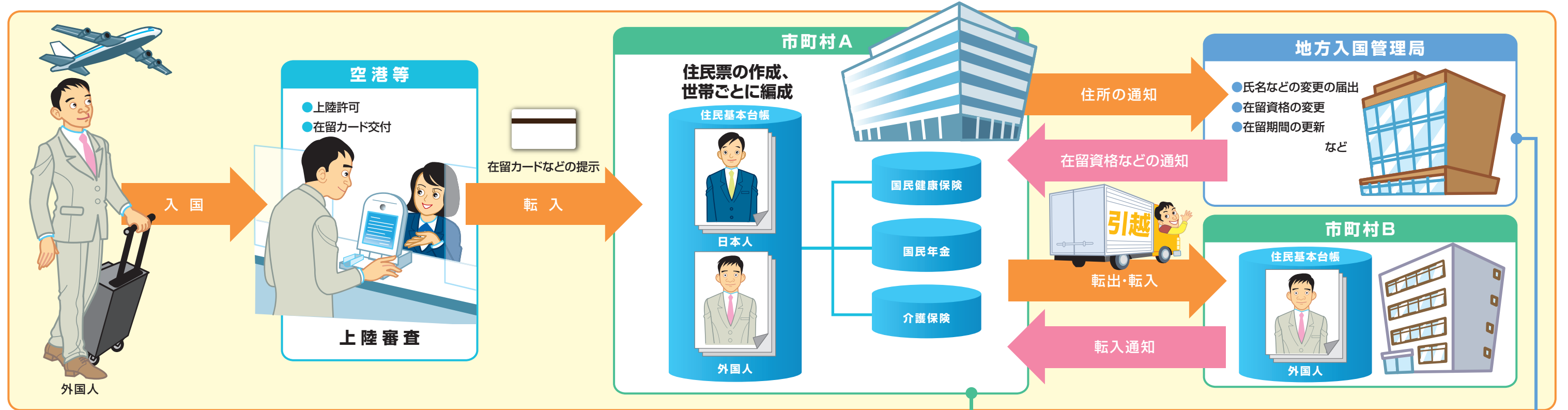


2. 住所変更の届出により、同時に国民健康保険  
などの届出があったとみなされ、従来に比べ  
て届出の簡素化が図られます。

3. 在留資格や在留期間の変更について、  
従来、地方入国管理局と市町村の  
両方に必要だった届出が地方入国  
管理局のみへの届出で済みます。

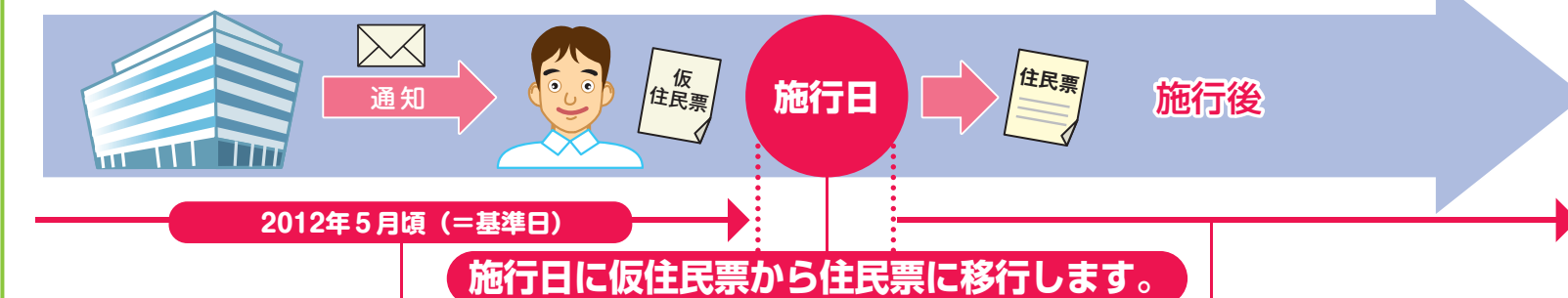


## 法改正後のイメージ



## 新制度への円滑な移行を図るために…

外国人登録制度から住民基本台帳制度への円滑な移行を図るために、市町村において仮住民票を作成し、その内容をご本人に通知します。  
仮住民票は施行日に住民票となります。



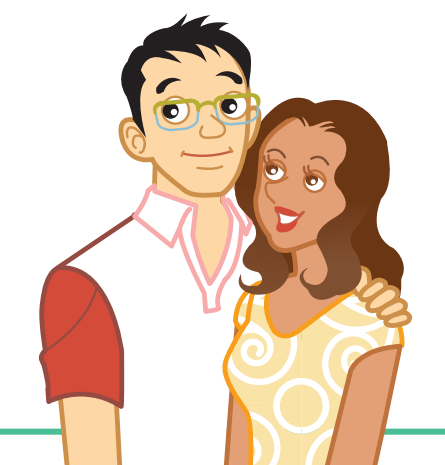
- (1) 基準日において
  - ① 市町村の外国人登録原票に登録されている外国人
  - ② 施行日において当該市町村の外国人住民に該当すると見込まれる外国人
 の両方の条件を満たす外国人住民について、仮住民票を作成することとしています。  
この仮住民票の記載事項は外国人本人に通知されます。  
仮住民票の記載が実情と異なる場合は、外国人登録法に基づいた変更申請などの所定の手続きを行ってください。
- (2) 基準日後、施行日の前日までの間に、上記①②の両方の条件を満たした外国人についても、同じく仮住民票を作成します。  
この場合においても、外国人登録原票に記載されている情報をもとに仮住民票を作成しますので、外国人登録法に基づく申請を行ってください。

- (3) 左記の手続きにより、外国人登録を行っている外国人で、施行日に外国人住民に該当する方については、施行日に住民票が作成されますので、特段外国人の方が届出をする必要はありません。
- ※ 施行日直前の入国などにより、施行日に住民票が作成されていない場合があります。このような外国人住民については、施行日後14日以内に氏名、住所などの届出を市町村窓口で行い、住民票を作成する必要があります。



● 新制度移行後は、法務省(地方入国管理局)と市町村長とで情報をやりとりするため、外国人住民が、別途に市町村に届出をするなどの負担が少なくなります。

- 外国人住民についても住民票が作成され、日本人住民と外国人住民とが世帯ごとに編成され、住民基本台帳が作成されます。これにより、外国人住民に対しても住民票の写しなどが発行可能になります。
- 委任を受けた代理人でも転居など住民基本台帳法上の手続きが可能となります。
- 住民基本台帳の一部の写しについては、国や地方公共団体および個人や法人などによる閲覧などが認められているため、閲覧などの請求があった場合は、外国人住民もその対象となります。
- これまで住民基本台帳と外国人登録法の2つの別々の制度で把握していた複数国籍世帯(外国人と日本人で構成する世帯)についてもより正確に世帯構成を把握でき、世帯全員が記載された住民票の写しなどが発行できるようになります。
- 住基法に基づく転入届などがなされた場合、同時に国民健康保険などの届出があったとみなされることから、従来の外国人登録制度時に比べて届出の負担が軽減されます。



知って便利  
ワンポイント  
用語集

【外国人登録法】  
在留外国人の居住や身分などを公正に管理することを目的として、我が国に在留する外国人に対して、居住している市町村に身分事項や居住地などを届け出る外国人登録を行うことを定めた法律です。

【住民基本台帳】  
氏名、生年月日、性別、住所などが記載された住民票を世帯ごとに編成したもので、住民の方々に対するさまざまな行政サービスを提供するための事務処理の基礎となります。「住民基本台帳法」はその制度を定めた法律です。

【外国人住民】  
改正後の「住民基本台帳法」では、適法に3カ月を超えて在留し、住所を有する外国人を主な対象としています。具体的には、在留カード交付対象者や特別永住者などです。

【在留カード】  
改正後の入管法に基づき、法務大臣が、わが国で中長期にわたり適法に在留する外国人に対し、上陸許可などに在留に係る許可に伴って交付するカードです。